

令和6年12月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年12月25日 午後1時30分		
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール		
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)		
○ 1番 宮本 国男	㊗ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子	
㊗ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子	
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一	
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊗ 12番 濱崎 稔	
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝	
㊗ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文	
○ 19番 佐々木 龍二			
出席農業委員数 15名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。			
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)			
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	㊗ 松本 美徳	○ 松本 伸雄
○ 山口 信也	○ 前田 将直	㊗ 松瀬 竹虎	㊗ 新見 哲也
○ 松尾 茂	㊗ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾	○ 松本 覚二
			○ 山口 康明
			○ 長谷川 壽幸
			○ 高田 良彦
			○ 渡口 学
			○ 小林 重喜
			○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者			
6. 事務局職員の出席者			
局長 榎山 まちこ	次長 川内 益栄	係長 田畑 徹二	
主査 桃田 忠邦	参事 吉田 倉也	参事 服部 浩史	
7. 議 長	佐々木 龍二		
8. 議事録署名委員の指名			
3番 松本 由美子	5番 引地 国弘		

事務局長

皆さんこんにちは、ただいまから令和6年12月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしく願いいたします。本日の欠席は、農業委員2番瀬川委員、4番末武委員、12番濱崎委員、16番金子委員、推進委員9番松瀬委員、10番新見委員、14番金子委員です。出席者数は規定に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。皆様のお手元に令和7年1月1日発行の「農業委員会だより」を配布させていただいております。編集委員の皆様方にはお忙しい中、原稿の依頼等、ご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。おかげをもちまして、大変充実したものを農業者皆様のお手元に届けることができましたことを大変うれしく感じているところです。ありがとうございました。本日は、総会議事の後、市長及び農林課との意見交換会を予定しております。こちらにつきましても有意義なものとなりますようよろしくお願いいたします。この意見交換会ですが付議事項の後に意見交換会をしまして協議事項に移るという流れでお願いいたします。今年も残すところ1週間となりましたあつという間の9か月間で、皆様にはご迷惑をおかけすることも多々ありましたことをこの場を借りてお詫び申し上げます。来年も皆様と一緒にがんばっていきたいと思いますので風邪などひかれないうようにお過ごしください。それでは会長のご挨拶をいただきまして総会に入りたいと思います。

会長

あらためまして皆様こんにちは。師走に入り、益々ご多忙かと拝察します。さて、今年の干支は辰でした。辰年は活気がみなぎり上昇する年と言われていています。皆様におかれましてはどのような年になったのでしょうか。農業に関して言えば全国的に難しい課題がたくさんあり、活気がみなぎり上昇する年だったとは言えないかもしれません。そのような中、松浦市農業委員会の委員の皆様には、市内農業の地域課題に向けて誠心誠意ご尽力いただきましたことに対しまして深く感謝申し上げます。いよいよ年度末まで3か月となりました。今後は、さる10月の研修会で県農業会議所の内藤次長様より説明がありました「ながさき農業委員会1・1運動」の実践にご尽力いただければと思います。その運動のスローガンは、ひと月に一農家に声掛けでした。そして3つのポイントがりました。1つ目は、農家への声掛けを日常的に位置づける。2つ目は、活動記録の徹底・活動の見える化。3つ目は、

農業者年金加入推進・全国農業新聞普及を一体的にの3つでした。特に2つ目の活動記録の徹底・活動の見える化については、皆さん今年の実績はどうでしょうか。私は、昨年の農業委員1年目のときには月平均3.1日でした。目標日数の9日を大きく下回ってしまいました。ちなみに昨年のトップ3は、1位は月平均20.5日、2位が16.5日、3位が15.0日でした。私は、今年は奮起しなければと思い、今のところ月平均9日です。今年度末まで目標の9日以上を目指したいと思っています。なお先般、事務局から配られた、活動の分類表を利用されてください。大変お忙しい中だとは思いますが、活動記録で活動の見える化をお願いします。結びになります。辰年もあと1週間で巳年に換わります。巳年の蛇は、不老長寿や強い生命力をもつ縁起のいい動物と考えられています。新年におきましても、委員の皆様が健康で実りの多い一年を過ごされますよう心より祈念申し上げ会長挨拶とします。本日は、よろしく申し上げます。

それでは、議事録署名人の指名に移ります。農業委員3番 松本 由美子委員、同じく5番 引地委員をお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）から事務局の説明をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)についてでございます。議案1ページになります。貸人・調川町中免[]番地の [] と借人・調川町松山田免[]番地の [] 氏の分は、契約期間の変更するための解約です。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について2件ございます。

1件目です。被相続人は、[] 氏、相続人 [] 氏で、親子になります。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は今福町東免字井出添[] から今福町寺上免西ノ前[] までの30筆、田27筆の面積20,001㎡、畑3筆の面積1,718㎡、計の21,719㎡です。被相続人 [] 氏は、令和6年10月7日に死亡されており、令和6年11月15日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年11月27日に届出があり、令和6年11月29日に受付しております。

2件目です。被相続人は、[REDACTED] 氏、相続人は、[REDACTED] 氏です。被相続人と相続人の関係は、親子になります。農地の表示は志佐町栢木免字梅ノ木平 [REDACTED] 他8筆で、内訳は田6筆の面積6,169㎡、畑3筆の面積1,972㎡、計8,141㎡です。被相続人 [REDACTED] 氏は、平成25年2月18日に死亡されており、令和6年11月20日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年12月13日に届出があり、同日受け付けております。

続きまして、申請事件の処理状況になります。

農地法第5条申請1件です。譲渡人、[REDACTED] 氏、譲受人、[REDACTED] 氏、転用目的は一般個人住宅、申請面積は382㎡、令和6年12月13日許可となっております。

議長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか？

～委員（なし）～

それでは、付議事項に入ります。4ページ 議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について農地法第3条の規定により所有権移転の許可申請がっておりますので、許可・不許可についてご審議いただくものです。

事件番号1です。譲渡人は星鹿町下田免 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏、譲受人は星鹿町下田免 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏です。申請地は、星鹿町岳崎免字追出 [REDACTED] ・畑・1,758㎡、160番第2・畑・2,522㎡の二筆で、合計面積は4,280㎡です。申請事由は、経営規模拡大のためということで双方が合意され、売買によって所有権移転するというものです。[REDACTED] 氏はブドウ農家で申請地でもブドウを栽培されておりますが、加齢に伴い規模縮小を検討されたところ、同じブドウ農家である [REDACTED] 氏の経営規模拡大で合意がなされて今回の

申請となったものです。■■■■氏は認定農業者でぶどうのほか、水稻や野菜を栽培されております。農業従者は3名で農業従事日数は年間300日となっており、そのほか、申請に基づき農地法第3条第2項各号について確認した結果、許可要件のすべてを満たすと考えます。皆様のご審議をお願いします。

議長 事件番号1番について、地元委員さんのご意見ををお願いします。
推進委員1番 川久保委員 お願いします。

川久保委員 推進委員1番川久保です。現状を確認したところ農地もきれいに整備されてて、双方の話をお聞きしたところ事務局の言われた通り規模拡大のための売買ということでした。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議長 なければ、議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、決定するものといたします。

続きまして、5ページ 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第66号農地法第5条の規定による許可申請について意見を付して県へ送付することとなっておりますので、各基準に基づく意見及び総合意見についてご審議いただくものです

事件番号1です。関係資料を62～66ページに添付しております。借人は山梨県北都留郡小菅村■■■■株式会社■■■■代表取締役■■■■氏で、貸人は鷹島町中通免■■■■番地■■■■■■■■氏です。申請地は、鷹島町中通免字久保頭■■■■・畑です。面積の記載ですが、カッコの1, 244㎡が台帳面積で、このうち800㎡を使用するため2段で記載しております。農地の区分は、松浦市役所

鷹島支所から30mの距離にあることから、第3種農地です。転用の目的はドローンスタンド（実装試験場）です。ドローンスタンドとはドローンの発着地点のことです。株式会社 [REDACTED] は既存物流とドローン物流を繋ぐ新しい物流の仕組みを提案し全国展開しております。事例として、本社の所在地である山梨県北都留郡小菅村や福井県敦賀市等で、地域物流の効率化と地域社会の課題解決に取り組んでいます。今回は松浦市において、松浦市とドローンを活用した物流配送のモデル事業を構築する業務委託契約を結んでおり、その事業のために農地を一時転用して利用するというものです。物流配送のモデルとは、簡単に申しますと、陸送で運ばれた荷物をドローンで遠隔地へ運び、そこから個人宅へ配送（陸送）するという一連の流れをモデルとして構築するものです。松浦市との業務委託の期間は令和6年9月1日から令和7年3月31日までであり、委託期間と農地への復元期間を考慮し、令和7年1月15日から令和7年4月15日まで一時転用する計画です。土地利用については、65ページの土地利用計画図をご覧ください。赤囲いで示されている部分の800㎡を使用します。土地の造成等はなく基本的に現状のまま利用し、ドローンの離着陸地点はその都度、ランニングマットを敷いて運用します。保管庫は既製品（バイクガレージ）です。駐車場は4台分を確保します。排水関係ですが、雨水のみで自然流下です。近隣の営農への影響については、隣接する農地はありません。最後に、残高証明書にて資金計画を確認しており、確実に事業は実施されると思われることから、各許可基準についても問題はなく、総合意見として許可相当と考えます。なお、松浦市との業務委託契約が延長される可能性があり、この場合、一時転用期間も延長する必要がありますので、転用事業者と調整しながら対応したいと考えております。

事件番号2です。関係資料を62・67～70ページに添付しております。譲受人は、今福町北免 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏で、譲渡人は川崎市高津区二子一丁目 [REDACTED] 氏です。申請地は、今福町東免字東上 [REDACTED] 畑 571㎡です。農地の区分は、都市計画法の用途地域内にある農地のため、第3種農地です。転用の目的は、一般個人住宅です。まず、この場合の上限面積は500㎡であり、申請面積が上限を超えておりますが、植栽や進入路などを除く有効面積は488㎡となりますので面積要件に問題はありません。次に、土地利用に

については、69ページの配置図をご覧ください。まず、全体的に20～40cm程度の切土・盛土を行い造成します。加えて、南側に宅地への進入路を作る計画です。その後、図示してあるように住宅とカーポートが建築されます。排水関係ですが、雨水は自然流下です。汚水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後に北側の水路に放流されます。近隣の営農への影響について、西側に道路を挟んで田がありますが、小さい圃場で長年耕作されておらず、営農には影響ありません。他法令の手続については、市民生活課との土地開発協議を行っておりますし、国道からの進入路の造成については田平土木事務所と事務手続きを確認済みでありますので、漏れはありません。最後に、住宅ローンの仮審査が終了していることを確認しており、確実に事業は実施されると思われることから、各許可基準についても問題はなく、総合意見として許可相当と考えます。以上、皆様のご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員18番 須藤委員をお願いします。

須藤委員 農業委員18番須藤です。12月20日に引地委員と事務局とで現地確認をしました。現状のまま使用し、マットを敷いてドローン飛ばすということでしたので問題はないかと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますが 推進委員18番 松崎委員お願いいたします。

松崎委員 推進委員18番松崎です。12月20日現地確認をしました。地目は畑ですが現在は耕作されておらず除草のみ行われているようです。事務局の説明通りドローンの発着時のみマットを使用されるようです。雨水は自然流下で、周辺農地に。影響はないと思えます。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議 長 事件番号2番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員5番 引地委員お願いします。

引地委員 農業委員5番引地です。12月20日に須藤委員と事務局とで現地確認をしました。事務局から説明がありましたとおり排水、側溝の整備についてもきちんとしてきておりました、何ら問題はないかなと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますが 農業委員7番 武部委員お願いいたします。

武部委員 農業委員7番武部です。この場所については68頁に字図がありますが、赤で塗ってあるのが国道でございまして国道から下がったところに位置する場所です。所有者本人は、県外に移住されていまして荒地に近い状態でしたので、周りの環境につきましても東側が住宅、北側も住宅、南側が国道ということでほとんど周りに影響はありませんので適地と判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議 長 なければ、議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県に進達するものといたします。続きまして、6ページ議案第67号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第67号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基

づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年12月25日としております。7ページをお願いいたします。計画書の内訳でございますが、賃貸借再設定分が3件、新規分3件、使用貸借新規分7件です。各筆明細につきまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

議 長 各委員さんから、何かご意見はございますか？資料の確認のための時間を設けます。

議 長 各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議 長 なければ、議案第67号 農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和6年12月26日といたします。

続きまして、8ページ議案第68号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第68号 農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する、というものでございます。議案は9ページから46ページにかけまして、21件の促進計画となっております。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。資料の確認のための時間を設けます。

議 長 各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議 長 なければ、議案第68号 農用地利用集積促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。

 続きまして、47ページ議案第69号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。ここで関係委員の退室をお願いします。大石委員に退室をお願いします。

事務局 議案第69号 農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する、というものでございます。議案は47ページから54ページにかけまして、2件の促進計画となっております。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしく願いいたします。関係委員分になります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。資料の確認のための時間を設けます。

議 長 各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議 長 なければ、議案第69号 農用地利用集積促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。大石委員の入室をお願いします。

議 長 続きまして、55ページ議案第70号 松浦市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する告示（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第70号 松浦市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部を改正する告示(案)について説明いたします。議案の55ページをご覧ください。一部改正の内容につきましては、農地のあっせんを行う際に、担い手の営農類型別の目標経営面積等の基準というものがありますが、今回この基準を見直しております。この基準となるおおもとは、市が策定する基本構想に定めた基準をそのまま使っております。昨年9月に市の基本構想の全体見直しが行われた際に、この営農類型別の基準も見直しが行われていました。これを受けて、あっせん事業実施要領にある基準を見直しするものでございます。詳細については56ページに新旧対照表と改正前の実施要領を付けておりますので、ご確認いただければと思います。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長

事務局の説明が終わりました。各委員からご質問、ご意見はございませんか？

～委員(なし)～

議長

なければ、議案第70号は、原案のとおり可決し12月26日付で告示することといたします。

議長

以上をもちまして、本日の付議事項について、審査、決定いたしました。続きまして協議事項につきまして事務局よりお願いします。

事務局

それでは、協議事項に入ります。本日は報告とお願いということで何点かございます。

- ・松浦市担い手農地集積促進借り手助成金交付要綱の一部改正(案)について
- ・活動記録簿の提出のお願い
- ・全国農業新聞の購読申込(今年度目標:129件)
- ・農業委員会だよりについて
- ・基盤法による農地の貸し借り手続きは、2月総会に上程する分まで
- ・野焼き・へり防除について

- ・空きハウスの情報提供について

議 長 以上をもちまして、12月の農業委員会定例総会を終了します。来月の農業委員会総会は、1月27日月曜日といたします。本日はお疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 50 分